兵庫県	神戸市
	尼崎市
	西宮市
	芦屋市
	伊丹市
	宝塚市
	川西市
	姫路市
	明石市
	加古川市
	高砂市
	加古郡播磨町
奈良県	奈良市
	生駒市
	橿原市
和歌山県	和歌山市
島根県	松江市
鳥取県	鳥取市
岡山県	岡山市
	倉敷市
	玉野市
広島県	広島市
	呉市
	福山市
	三原市
	尾道市
	府中市
	大竹市
	廿日市市
	安芸郡府中町　海田町　坂町
山口県	下関市
	山口市
	宇部市
	防府市
	岩国市
	周南市
徳島県	徳島市
香川県	高松市
愛媛県	松山市
高知県	高知市
福岡県	北九州市
	福岡市
	久留米市
	大牟田市
	直方市
	飯塚市
	田川市
	行橋市
	中間市
	筑紫野市
	春日市
	大野城市
	宗像市
	太宰府市
	古賀市
	福津市
	筑紫郡那珂川町
	糟屋郡宇美町　篠栗町　志免町　須恵町　新宮町　久山町　粕屋町
	遠賀郡芦屋町　水巻町　岡垣町　遠賀町
	京都郡苅田町
佐賀県	佐賀市
長崎県	長崎市
	佐世保市
	西海市
熊本県	熊本市
	荒尾市
大分県	大分市
	別府市
宮崎県	宮崎市
鹿児島県	鹿児島市
沖縄県	那覇市

備考　この表に掲げる市町村及び特別区の名称及び区域は、平成二十三年九月一日における名称及び区域とする。

○農林水産省告示第千六百七十三号

農林水産省設置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十五号）、農林水産省組織令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百四十六号）及び農林水産省組織規則等の一部を改正する省令（平成二十三年農林水産省令第五十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農作物共済損害認定準則（昭和三十三年四月三十日農林省告示第三百七号）等の一部を改正し、平成二十三年九月一日から施行する。

平成二十三年八月三十一日

農林水産大臣　鹿野　道彦

第一　次に掲げる告示の規定中「管轄する地方農政局統計・情報センター、地方農政局統計部、地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部」を「管轄する地域センター等（地方農政局の地域センター、地方農政局統計部、北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）」に、「、地方農政局統計・情報センター、地方農政事務所統計・情報センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター又は沖縄総合事務局農林水産部」を「、地域センター等」に改める。

一　農作物共済損害認定準則第三

二　果樹共済損害認定準則（昭和四十八年十一月十七日農林省告示第二千百七十三号）第三

三　畑作物共済損害認定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百四十七号）第三

第二　次に掲げる告示の規定中「地方農政局統計・情報センター」を「地方農政局の地域センター」に、「北海道統計・情報事務所統計・情報センター」を「北海道農政事務所の地域センター、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター」に改める。

一　農作物共済基準収穫量設定準則（昭和三十九年四月十八日農林省告示第四百五号）第五項

二　畑作物共済基準収穫量及び基準収繭量設定準則（昭和五十四年三月三十日農林水産省告示第五百五十号）第八項

三　収穫共済の標準収穫量及び樹体共済の共済価額の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十一号）第十二項

四　特定収穫共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（昭和五十六年三月三十一日農林水産省告示第四百四十二号）第四項

五　特定畑作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成六年八月二十三日農林水産省告示第千百九十三号）第四項

第三　特定農作物共済に係る基準生産金額及び基準収穫量の設定に関する準則（平成十二年三月三十一日農林水産省告示第四百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四項中「地方農政局統計・情報センター」を「地方農政局の地域センター」に、「地方農政事務所統計・情報センター、地方農政事務所統計部、北海道農政事務所統計・情報センター」を「北海道農政事務所の地域センター」に改める。

第四　農産物規格規程（平成十三年二月二十八日農林水産省告示第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第一中「総合食料局長が」を「生産局長が」に改め、第一の一の附の六中「農林水産省総合食料局長」を「農林水産省生産局長」に、「総合食料局長」を「生産局長」に改める。

第五　平成十四年四月三十日農林水産省告示第千四号（作物統計調査規則第三条第一項の農林水産大臣が定める植物等を定める件）の一部を次のように改正する。

第六条中「センター長」を「実査機関の長」に、「規則第三条第六項に規定するセンター」を「当該実査機関による調査が行われる区域」に改める。